

資料 5

東浦町附属機関設置条例、東浦町障害者計画等推進委員会運営規則

○東浦町附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、町の執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

別表(第1条関係)

執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会	町が設定した課題に対する公募型提案事業に係る補助金の対象となる事業及び特定非営利活動法人の運営基盤の整備に係る補助金の対象となる特定非営利活動法人又は特定非営利活動法人の設立の認証を申請している団体の審査に関する事務
	東浦町障害者計画等推進委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町高齢者福祉推進協議会	老人福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置に係る要否判定(継続入所に係る要否判定を含む。)に関する事項についての審査に関する事務
	東浦町地域福祉推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
教育委員会	東浦町教育支援委員会	心身に障害のある児童、生徒及び幼児に対する適切な就学指導及び教育支援に関する事項についての調査審議に関する事務

○東浦町障害者計画等推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例（平成26年東浦町条例第2号）第2の規定に基づき、東浦町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者福祉団体に属する者
- (3) 民生委員
- (4) 障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事している者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募により選考された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。